
**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第100号

高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和5年9月1日に次のとおり指示した。

令和5年9月1日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 制限

2の保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為（漁業権又は入漁権による行為を除く。）
- (2) かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の定置漁業を営むために敷設している漁具を利用して船を固定する等の漁具に接触する行為

2 保護区域

別表の左欄に掲げる免許漁業の漁場について、次に掲げる基準により示された同表の右欄に掲げる保護区域とする。

- (1) 基準線 免許区域の沖側の区域線の中央及び丘側の区域線の中央を通過する直線をいう。
- (2) 基準点
 - ア 丘の基準点 免許区域の丘側の区域線の中央の点をいう。
 - イ 身網の基準点 基準線と身網の沖側との交点をいう。
 - ウ 沖の基準点 基準線上で、身網の基準点から別表の右欄に掲げる沖合の距離の点をいう。
- (3) 前面及び後面 基準線に直角をなす直線の方角をいい、端がある方を前面とし、両口の場合は、端の広い方角を前面とする。また、基準線を挟み、前面の反対方角を後面とする。
- (4) 沖合 身網の基準点から沖の基準点までをいう。
- (5) 区域 沖の基準点及び丘の基準点からそれぞれ別表の右欄に掲げる前面及び後面の距離で示す4点を順次に直線で結んだ線で囲まれる区域をいう。ただし、最大高潮時の海岸線から陸側の区域を除く。

3 指示の効力

この指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時までとする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

別表

免許漁業			保護区域		
漁場の位置	漁業権免許番号	漁業の種類	前面	後面	沖合
安芸郡東洋町野根水尻沖（水尻1号）	定第1,002号	ぶり あじ その他定置漁業	1,300メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の区域を除く。）	520メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の区域を除く。）	550メートル
安芸郡東洋町野根水尻沖（水尻2号）	定第1,003号	〃	1,100メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の区域を除く。）	720メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の区域を除く。）	〃
室戸市佐喜浜町黒箸沖	定第1,004号	〃	910メートル	910メートル	〃
室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖（源太	定第1,005号	〃	〃	〃	〃

落)	号				
室戸市室戸岬町椎名若松谷沖（椎名2号）	定 第 1,006号	〃	1,520メートル（ただし、佐喜浜地域に及ぶ海域を除く。）	300メートル	〃
室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻沖（椎名3号）	定 第 1,007号	〃	1,820メートル（ただし、佐喜浜地域に及ぶ海域を除く。）		〃
室戸市室戸岬町椎名夫婦落沖（椎名1号）	定 第 1,008号	〃	1,500メートル	320メートル	〃
室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖（三津2号）	定 第 1,009号	〃	1,820メートル		〃
室戸市室戸岬町三津長落沖（三津1号）	定 第 1,010号	〃	〃		〃

室戸市室戸岬町高岡赤瀬沖（高岡1号）	定第1,011号	〃	〃		〃
室戸市室戸岬町高岡黒見沖（高岡2号）	定第1,012号	〃	1,320メートル	500メートル	〃
安芸郡奈半利町六本松沖	定第1,014号	〃	500メートル	〃	500メートル
安芸郡田野町三ツ石沖	定第1,015号	〃	〃	〃	〃
須崎市下甲崎西沖	定第1,017号	〃	310メートル	480メートル	320メートル
須崎市大谷九石沖	定第1,018号	〃	1,000メートル	500メートル	500メートル
須崎市大谷のぞきの鼻沖（双子1号）	定第1,019号	〃	1,820メートル		〃
高岡郡四万十町興津横波幸次掛瀬沖	定第1,020号	〃	〃		550メートル
幡多郡黒潮町鈴沖	定第1,021号	〃	1,400メートル	420メートル	〃
幡多郡黒潮町灘沖	定第1,022号	〃	920メートル	900メートル	〃

幡多郡黒潮町灘元落沖	定第1,023号	〃	820メートル (ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	1,000メートル (ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	550メートル (ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)
土佐清水市以布利朴の川鼻沖	定第1,024号	〃	1,820メートル		550メートル
土佐清水市以布利三ツ落沖	定第1,025号	〃	1,520メートル	300メートル	〃
土佐清水市窪津港前沖	定第1,026号	〃	610メートル (ただし、以布利地先海域に及ぶ海域を除く。)	520メートル	〃
土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖 (吉ノ前)	定第1,027号	〃	1,820メートル		〃
土佐清水市足摺岬椎ヶ落沖 (足摺岬椎ヶ落沖)	定第1,028号	〃	1,200メートル	500メートル	〃
土佐清水	定第1,029号	〃	1,300	520メ	〃

市貝の川 沖	号		メー ト ル	ー ト ル	
幡多郡大 月町古満 目崎沖	定 第 1,030 号	〃	910メ ー ト ル (た だ し、 月 灘 地 先 海 域 に 及 ぶ 海 域 を 除 く。)	400メ ー ト ル	〃
幡多郡大 月町一切 浅濬沖	定 第 1,031 号	〃	1,820 メ ー ト ル	〃	〃
幡多郡大 月町一切 勤崎南沖	定 第 1,032 号	〃	220メ ー ト ル	150メ ー ト ル	140メ ー ト ル
幡多郡大 月町安満 地松島前	定 第 1,033 号	〃	270メ ー ト ル	210メ ー ト ル	〃